

さかいクリーンセンター包括管理運営業務

要求水準書

令和7年9月10日

【令和7年9月24日改訂版】

坂井地区広域連合

目 次

第1章 総則	1
1 事業概要	1
2 業務の一般事項	1
2.1 業務名	1
2.2 業務の規模	1
2.3 業務の方式	2
2.4 業務地	2
2.5 業務対象管理面積	2
2.6 委託期間	2
2.7 施設の概要	2
3 業務の概要	4
3.1 業務の内容	4
3.2 業務全体の手順	4
3.3 受託者に期待する事項	4
3.4 業務地の立地条件	5
4 業務方針	6
4.1 実施体制等	6
4.2 実施の手順	6
4.3 疑義	6
4.4 変更	6
4.5 検査等	6
4.6 セルフモニタリング	7
5 性能仕様事項及び保証	8
5.1 性能事項	8
5.2 業務の契約不適合担保	8
6 ペナルティ	8
7 業務の範囲	9
7.1 本業務の範囲	9
7.2 広域連合の業務範囲	10
8 提出図書	11
8.1 作成書類・提出書類	11
9 関係法令の遵守等	12
9.1 関係法令の遵守	12

9.2	許認可申請	13
9.3	業務実施	14
10	業務の引継ぎ・運営準備	15
第2章	業務に関する基本的事項	16
1	処理対象物の性状	16
2	施設の基本条件	16
2.1	処理規模	16
2.2	処理方式	16
2.3	資源化方式	16
2.4	施設の開錠日及び時間	17
2.5	搬入バキューム車	17
3	資源化物（堆肥化物）の品質	18
4	公害防止基準	19
4.1	放流量及び水質に関する基準	19
4.2	騒音に関する基準	19
4.3	振動に関する基準	20
4.4	悪臭に関する基準	20
4.5	その他の基準	21
第3章	業務要求水準	22
1	受入・受付業務	22
1.1	受付管理	22
1.2	計量	22
1.3	案内・指示	22
1.4	受付時間	22
2	施設設備運転管理業務	23
2.1	条件	23
2.2	施設設備の運転	23
2.3	残渣等の処理	24
3	施設設備点検補修等業務	25
3.1	施設設備の点検	25
3.2	施設設備の補修	25
4	測定分析等業務	26
4.1	処理性能測定分析	26
4.2	周辺環境測定分析	27

5	資機材調達等業務	28
5.1	点検補修等資機材調達	28
5.2	運転処理資機材調達	28
5.3	管理・運営備品資機材調達	28
6	堆肥化物引取り・販売業務	29
6.1	堆肥化物の引取り	29
6.2	堆肥化物の販売	29
7	施設保安・清掃業務	30
7.1	施設の防火	30
7.2	施設の警備	30
7.3	施設の災害防止	30
8	記録報告等業務	31
8.1	業務の記録	31
8.2	業務の報告	31
9	施設引継ぎ業務	32
9.1	引継ぎの条件	32
9.2	施設の引継ぎ	32
10	広域連合事務支援業務	33
10.1	許認可申請	33
10.2	国費等申請報告	33
10.3	見学者への説明	33

第1章 総則

本要求水準書は、坂井地区広域連合（以下「広域連合」という。）が発注するさかいクリーンセンター包括管理運営業務（以下「本業務」という。）に適用する。

本要求水準書は、本業務の基本的な仕様を定めるものであり、本業務の達成のために必要な業務又は設備等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、受託者（選定の結果、本業務を広域連合より受託して本業務を実施する者をいう。以下同じ。）の責任において遂行又は完備するものとする。

また、提案額の範囲内における民間事業者の工夫等を妨げるものではない。

1 事業概要

汚泥再生処理センター「さかいクリーンセンター（以下「本施設」という。）」は、PFI 法に則った DBO 方式により、平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 15 年間の維持管理・運営業務を特別目的会社アクアペックスさかい株式会社に委託している。

本業務は、今年度で委託期間が終了する本施設の維持管理・運営業務について、令和 8 年度からの業務（以下「次期運営」という。）を担う民間事業者の選定を行うものである。

2 業務の一般事項

本業務は、本施設の次期運営を民間事業者に長期包括的に委託し、運転管理や保守点検等、施設運営に関する民間事業者の技術を発揮させることで、維持管理費の削減を図り、効果的な施設運営を行うことを目的とする。

受託者は、維持管理・運営に関するノウハウを発揮し、効率的かつコストの削減等を図りつつ適正な遂行による業務並びに成果を提供するものとする。

2.1 業務名

さかいクリーンセンター包括管理運営業務

2.2 業務の規模

本業務は、広域連合が所轄する本施設（処理能力 41kL/日）を 10 年間にわたり維持管理・運営するものとする。

水処理は、担体プロセス処理方式による下水道放流である。「汚泥」の資源化は発酵堆肥化し、堆肥化物は、受託者が無償で引取り有効利用を図る。業務対象となる施設は、本要求水準書に示す施設・設備及び範囲とし、その範囲は添付資料 1 に示すとおりとする。

2.3 業務の方式

施設の運転業務、設備類の点検、検査、補修・修理等を包括的に維持管理し、運営する方式によるものとする。

2.4 業務地

本施設：福井県坂井市坂井町今井1-1

ただし、受託者の本社運営等業務地は別途とする。

坂井地区広域連合事務局：福井県坂井市坂井町上兵庫40-15

2.5 業務対象管理面積

約6,000m²

2.6 委託期間

自：令和8年4月1日

至：令和18年3月31日

2.7 施設の概要

本業務の対象となる施設の概要を以下に示す。

さかいクリーンセンターの概要

項目	詳細
施設名称	さかいクリーンセンター
竣工	平成23年3月31日
施設所管	坂井地区広域連合
所在地	福井県坂井市坂井町今井1-1
処理能力	41kL/日
処理方法	担体プロセス処理方式+下水道放流、堆肥化
処理工程	水処理：受入前処理+担体プロセス処理+下水道放流 汚泥処理：堆肥化 脱臭処理：生物脱臭+酸洗浄・次亜塩素酸洗浄+活性炭吸着処理
PFI事業者	アクアペックスさかい（AQS）

2.7.1 処理方式の変更

本施設では、供用開始から令和6年4月までの間、高負荷脱窒素処理方式で水処理を行ってきた。一方で、近年は人口減少に伴うし尿及び浄化槽汚泥（以下「処理対象物」という。）の搬入量の減少や、浄化槽の普及による性状の希薄化により、低負荷運転となっていた。このような状況を踏まえ、令和6年5月からは担体プロセス処理方式を採用し、水処理を行っている。これにより、前凝集分離設備の停止や生物処理水槽の縮小が可能となり、処理施設のコンパクト化と高効率化を実現している。

沈砂およびし渣は場外搬出し、処理の過程で発生した汚泥は施設内の発酵装置で堆肥化し、地域へ還元している。

3 業務の概要

3.1 業務の内容

本業務は、施設・設備の運転処理等業務、施設・設備の点検補修等業務、測定分析等業務、資機材調達等業務、堆肥化物引取り業務、許認可及び国費申請等の広域連合事務支援業務、施設清掃・保安業務、業務記録報告等業務、業務期間終了時の施設引継ぎ業務及びこれら業務の管理・運営（準備・計画作業を含む。以下同じ。）業務とする。

3.2 業務全体の手順

広域連合が収集し、搬入する処理対象物（有機性廃棄物＝農業集落排水施設汚泥を含む。以下同じ。）を合理的、経済的、衛生的、かつ安全に処理し、処理工程で発生する「汚泥」を資源化（堆肥化）する。

また、受託者は、付帯業務として広域連合が実施、対応する各種許認可・交付金の申請および実績報告等に対して支援を行うものとする。ただし、各種許認可・交付金の申請については、現時点において当面の間、予定されていない。

3.3 受託者に期待する事項

広域連合が受託者の実施する業務に期待する事項は、本業務及び本業務の目的と成果の達成はもとより、次に示す事項とする。

3.3.1 地域への貢献

本業務の実施に伴い、地元及び地域の人材の雇用・活用並びに企業との協力、連携、県産資材の活用・調達あるいは地元自治会への協力等地域への貢献を図るものとする。

3.3.2 環境への配慮

本業務の実施においては、省資源、省エネルギー化を図り、地球温暖化防止等の環境に配慮した業務の実施を図るものとする。

3.4 業務地の立地条件

3.4.1 都市計画事項等

- 1) 区 域 : 都市計画区域内、都市計画決定は不要地域
- 2) 防火地域 : 指定なし
- 3) 高度地区 : 指定なし
- 4) 建ぺい率 : 60%
- 5) 容 積 率 : 200%

3.4.2 気象

- 1) 外気温 最高38.1℃、最低－2.3℃（年平均気温16.4℃）
- 2) 最大降雨量 148mm/日（37.5mm/時）
- 3) 最多風向 南

4 業務方針

4.1 実施体制等

受託者は、業務開始にあたり適切な人員を選出し広域連合に承諾を得た上で配置し、業務を実施する。

受託者は、業務期間中も適切な人員の配置を維持しなければならない。人員の変更等は広域連合の承諾を受けなければならない。

受託者が配置する人員は、廃棄物処理施設技術管理者等必要な有資格者を含むものとする。

本業務の実施において、業務あるいは作業の一部を委託する場合は、事前に広域連合の承諾を受けなければならない。

受託者は、平時及び緊急時等の連絡体制、広域連合及び関係機関との連絡体制を構築し、適正に運用しなければならない。

4.2 実施の手順

受託者は、各業務及び作業に先立ち、本要求水準書に基づき業務実施計画図書及び業務実施要領書並びに作業計画等を作成する。

業務の実施は、これら図書類に広域連合の承諾を得た上で事前に広域連合に提出し、これら図書類に従って業務を実施するものとする。

なお、緊急時等すみやかに業務を実施する必要がある場合は、この限りとしない。

4.3 疑義

受託者は、本要求水準書及び業務計画図書について業務実施中に不備や疑義が生じた場合は、広域連合と十分協議の上、遺漏のないよう維持管理・運営を行うものとする。

4.4 変更

本業務は、業務実施計画図書類及び本要求水準書に基づいて実施する。ただし、業務実施計画図書類の内容に変更を要する箇所が発見された場合は、本要求水準書に示された事項及び性能等を下まわらない限度において、広域連合の承諾を受けて変更できるものとする。

業務実施計画図書類に本要求水準書等に対して不適合な箇所が発見された場合には、受託者の責任において変更を行うものとする。

4.5 検査等

本業務に対する広域連合の検査及び試験（以下「検査等」という。）は下記により行う。

受託者は、広域連合が実施する検討等に対して誠意を持って対応しなければならない。

4.5.1 検査等の方法

検査等は、対象業務等の現場に広域連合が立会あるいは立ち入りで実施する方法及び広域連合が特に認めた場合には、受託者が提示する検査等成績表等をもってこれに代える方法とする。

検査等は、広域連合が実施するが、第三者機関に委託して実施することもできるものとする。

4.5.2 検査等の手順

検査等は、あらかじめ広域連合が作成し受託者に提示する検査等要領書類に基づいて実施する。ただし、緊急あるいは抜き打ちの検査等は、受託者に事前に通知しないで実施することがある。

検査等の結果は、広域連合が評価したうえで結果を受託者に通知する。

受託者は広域連合の結果について協議等を申し入れることができる。

広域連合は結果に応じて受託者に業務改善等の通告等を行う。

受託者は、業務改善等の通告を受けた場合は、改善計画等を作成し広域連合の承諾をうけて改善等を実施することを原則とする。ただし、緊急を要する場合はすみやかに業務の改善に取り組むとともに、平行あるいは事後に広域連合に報告を行って承諾を得るものとする。

広域連合は、業務改善等の通告に対する改善状況を検査等により確認する。

広域連合は、検査等の結果を毎年度定めた時期に公表する。

4.5.3 経費の負担

広域連合の検査等の経費は、広域連合が負担する。ただし、広域連合の検査等に立ち会う受託者の経費は受託者の負担とし、改善状況検査に要する経費は受託者に負担を求めることができるものとする。

4.6 セルフモニタリング

事業者は、本要求水準書の遵守事項及び事業者の提案事項が確実に履行されていること、また本事業に係る財務状況が安定していることを確認するためのセルフモニタリングに関し、実施時期・内容・組織・手続き・様式を含む計画を策定し、広域連合の確認を受ける。セルフモニタリングの結果評価方法や広域連合への報告方法については事業者提案とする。

5 性能仕様事項及び保証

本業務の性能仕様事項及び保証の内容・条件は下記のとおりとする。

5.1 性能事項

受託者は、本要求水準書に示される施設性能に適合し、あるいは満足するように業務を実施するものとする。

施設の性能仕様事項は第2章に示す。

5.2 業務の契約不適合担保

本要求水準書、業務計画図書及び提案書等に記載した業務の性能及び成果は、すべて受託者の責任において保証する。

業務の結果、所定の性能及び成果を満足できなかった場合は、受託者の責任において速やかに改善する。

業務あるいは作業開始時に提出する業務計画図書あるいは作業計画図書に対して、広域連合がこれを確認したことをもって受託者の業務の契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

5.2.1 契約不適合の判定・補修

契約不適合判定に要する経費は、受託者の負担とする。

契約不適合担保期間中に生じた契約不適合は、受託者の負担で改善し、修復し、あるいは補修する。

6 ペナルティ

広域連合は、検査等の結果から、事業者による業務が要求水準書等に定める業務の要求水準を満たしていないと判断した場合には、ペナルティを課すことができる。

7 業務の範囲

本要求水準書で定める業務の範囲は次のとおりとする。

7.1 本業務の範囲

- 1) 受入・受付業務
 - (1) 受付管理
 - (2) 計量
 - (3) 案内・指示
 - (4) 料金徴収の補助
- 2) 施設設備運転処理等業務
 - (1) 施設設備の運転
 - (2) 残渣等の処理
- 3) 施設設備点検補修等業務
 - (1) 施設設備の点検
 - (2) 施設設備の補修
- 4) 測定分析等業務
 - (1) 処理性能測定分析
 - (2) 周辺環境測定分析
- 5) 資機材調達等業務
 - (1) 点検補修等資機材調達
 - (2) 運転処理資機材調達
 - (3) 管理・運営備品資機材調達
- 6) 堆肥化物引取り・販売業務
 - (1) 堆肥化物の引取り
 - (2) 堆肥化物の販売
- 7) 施設保安・清掃業務
 - (1) 施設の防火
 - (2) 施設の警備
 - (3) 施設の災害防止
- 8) 記録報告等業務
 - (1) 業務の記録
 - (2) 記録の保管
 - (3) 業務の報告
- 9) 施設引継ぎ業務

- (1) 引継ぎの条件
- (2) 施設の引継ぎ
- 10) 広域連合事務支援業務
 - (1) 許認可申請
 - (2) 国費等申請報告
 - (3) 見学者への説明

7.2 広域連合の業務範囲

- 1) し尿等の収集・搬入の許可
- 2) し尿等の収集・搬入料金の徴収
- 3) 施設見学者への説明
- 4) 施設に係る許認可申請
- 5) 国費補助申請報告等
- 6) 住民対応
- 7) 委託費財源の確保

8 提出図書

受託者は、本要求水準書に基づき次に示す図書を提出する。図面以外の図書はA 4 判で統一する。

8.1 作成書類・提出書類

受託者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画図書を業務開始前に広域連合に提出し、承諾を受ける。なお、業務実施計画図書の作成にあたっては、現行図書を踏襲することも可能である。希望する場合、現行図書について広域連合から提供を行う。

- 1) 実施体制表
- 2) 業務月間作業工程表
- 3) 業務日報
- 4) 業務月報
- 5) 業務年報
- 6) 各業務結果・成果報告書
- 7) 各業務実施計画図書（変更、追加分）
- 8) 各業務要領図書（変更、追加分）
- 9) 検査等願
- 10) 打合せ協議議事録
- 11) その他指示する図書

9 関係法令の遵守等

9.1 関係法令の遵守

本業務を実施するにあたり、次の関係法令、規格及び基準等（いずれも最新版を適用）を遵守するものとする。

9.1.1 廃棄物処理関係

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) 循環型社会形成推進交付金要綱
- 3) 汚泥再生処理センター性能指針
- 4) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領
- 5) 坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 6) その他関連法令、規則、規格及び基準等

9.1.2 公害防止関係

- 1) 環境基本法
- 2) 水質汚濁防止法
- 3) 下水道法
- 4) 大気汚染防止法
- 5) 騒音規制法
- 6) 振動規制法
- 7) 悪臭防止法
- 8) ダイオキシン類対策特別措置法
- 9) 福井県公害防止条例、及び関係告示
- 10) 坂井市環境保全条例、及び規則
- 11) 肥料の品質の確保等に関する法律
- 12) その他関連法令等

9.1.3 機械・電気、土木、建築関係

- 1) 建築基準法
- 2) 国土交通大臣官房官庁営繕部：公共建築工事共通仕様書（建築工事編）
- 3) 国土交通大臣官房官庁営繕部：公共建築工事共通仕様書（電気設備工事編）
- 4) 国土交通大臣官房官庁営繕部：公共建築工事共通仕様書（機械設備工事編）
- 5) (社団法人)日本建築学会：建築工事標準仕様書
- 6) (社団法人)土木学会：コンクリート標準示方書
- 7) 国土交通省：土木構造物標準設計書
- 8) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律
- 9) 福井県建築基準条例
- 10) 福井県福祉の街づくり条例
- 11) 循環型社会形成推進基本法
- 12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 13) 再生資源の利用の促進に関する法律
- 14) 日本産業規格（J I S）
- 15) 電気事業法
- 16) (社団法人)電気学会：電気規格調査会標準規格（J E C）
- 17) (社団法人)日本電機工業会：日本電機工業会規格（J E M）
- 18) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- 19) (社団法人)日本電気協会：内線規程
- 20) 道路法
- 21) 消防法
- 22) 坂井市例規
- 23) 国、福井県の防災等に関する法律、条例、計画
- 24) その他関連法令等

9.1.4 その他

- 1) 労働基準法
- 2) 労働安全衛生法
- 3) その他関連法令等

9.2 許認可申請

受託者は、本業務の実施に際して受託者に係る関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その作成・手続きは受託者の経費負担により実施する。

9.3 業務実施

本業務の実施に際しては、次の事項を遵守する。

9.3.1 管轄官公署・関係機関等の協議等

本業務の実施に際しては、管轄官公署・関係機関との協議が生じた場合は誠意を持って対応するものとする。

これら機関から指示、指導、協力要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

これら機関との協議内容及び指導等の内容及び結果を広域連合に報告するものとする。必要に応じて広域連合と事前に協議等を行うものとする。

9.3.2 労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分行い、また、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めるものとする。

9.3.3 施設来訪者等並びに広域連合職員の災害防止

本施設に来訪する堆肥化物受け取りの住民等及び広域連合業務関係者並びに広域連合職員の安全にも十分配慮した対策及び業務の実施に努めるものとする。

9.3.4 施設・現場管理

資材及び機材の置き場並びに搬入路などについては広域連合と十分協議し、地元住民及び広域連合業務並びにその他工事への支障が生じないように計画し、実施する。また、整理整頓を励行し、火災及び盗難並びに災害などの事故防止に努めるものとする。

9.3.5 復旧

施設設備等の損傷、汚染防止に努め、受託者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は受託者の負担で速やかに復旧する。

9.3.6 広域連合工事への協力

広域連合が受託者以外の第三者に別の工事等を実施させる場合は、受託者と第三者の工事において調整等が必要となる場合は、広域連合との協議によりその調整に協力するものとする。

9.3.7 補償

本業務の実施により、近隣住民に支障を及ぼすことのないように業務を行うこと。なお、受託者の責任範囲において本業務の影響による補償は受託者の負担とする。

業務中の臭気、騒音、振動等の二次公害の防止対策をとることとし、臭気騒音等が生じないように計画する。

業務中の実施方法等の不備による事故、発生した災害についての責任は受託者に帰すものとし、受託者の責任において、一切の処置、解決を図ること。

9.3.8 業務用役務

本業務に要する電力、用水、電話をはじめ必要な光熱水等の使用料金は全て広域連合の負担とする。ただし、処理委託費には、これら使用料金を含むものとし、処理に使用した分及び広域連合が使用した分並びに受託者が受託者の用務に使用した分を使用料に応じて清算する。

9.3.9 保険

受託者は、本業務の実施に際しては、第三者賠償保険等に保険に加入する。なお、証書の写しを広域連合に提出する。

10 業務の引継ぎ・運営準備

受託者は本業務の契約締結後直ちに、本施設運営引継ぎの計画書（以下「準備計画書」という。）を作成すること。受託者は準備計画書に従い、業務引継ぎ、運転人員の確保、教育訓練等、業務履行開始のために必要な準備業務を行うこと。

なお、準備業務に係る費用は、受託者の負担とする。

第2章 業務に関する基本的事項

1 処理対象物の性状

本施設における処理対象物の除さ後の性状は次のとおりとする。

(除さ後)

項 目	処理対象物の性状
pH	7.6
BOD	3,025mg/L
COD	2,575mg/L
浮遊物質(SS)	5,100mg/L
全窒素(T-N)	590mg/L
全リン(T-P)	89mg/L
塩素イオン(Cl ⁻)	420mg/L
ノルマルヘキサン鉱油類	18mg/L
ノルマルヘキサン動植物類	475mg/L

※過去3か年の水質調査結果における75%値を採用

2 施設の基本条件

本施設の施設規模、処理方式等の基本条件は以下のとおりである。

2.1 処理規模

し尿 : 8kL/日

浄化槽汚泥 : 33kL/日

計 : 41kL/日

※上記規模は公称能力（施設設置届出時）である。

2.2 処理方式

担体プロセス処理方式＋下水道放流

2.3 資源化方式

堆肥化方式

2.4 施設の開錠日及び時間

平日の 8:30 から 17:15 までとする。

土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（坂井地区広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年条例第 8 号）第 2 条に基づく坂井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年条例第 28 号）による。以下同じ。）は閉錠日とする。

なお、閉錠日においても広域連合が事前に指示する場合は開錠日とする。

2.5 搬入バキューム車

搬入バキューム車は 4t 車とする。令和 6 年度の搬入バキューム車数の実績は年間で 3,284 台であり、実搬入日（243 日）当たり 14 台である。なお、槽内清掃時は 10t 車を使用する。

月当たり搬入台数（全て 4t 車）

項目	福井環境事業	栄衛生社	ヤスダ	坂井清掃	合計
R 6 年 度	4月	89	16	34	134
	5月	115	24	40	105
	6月	98	18	36	129
	7月	109	27	41	145
	8月	122	25	31	123
	9月	122	34	32	100
	10月	89	23	36	142
	11月	96	22	36	120
	12月	91	23	41	117
	1月	90	10	14	118
	2月	75	11	18	95
	3月	103	25	40	137
	合計	1,199	258	399	1,465
	平均値	100	22	33	122
					3,321
					277

3 資源化物（堆肥化物）の品質

本施設で製造された製品の登録内容は以下のとおりである。

名称：すくすくさかい

製品区分：普通肥料

登録番号：第 92041 号

有効期限：令和 8 年 8 月 9 日

今後も資源化方式として堆肥化方式を継続するものとし、その品質は以下のとおりとする。

含有基準は最新の公定規格（農林水産省告示 1360 号：令和 6 年 8 月 9 日施行）を遵守し、植害試験により害が認められないものとする。また、全ての製品に対し土壌の汚染に係る環境基準（環境省告示 46 号：平成 3 年 8 月 23 日施行）の溶出基準を満足するものとする。

項 目	測定結果	基準値
水分	29.1%	40% 以下
炭素窒素比 ¹⁾	6.0	5.0
窒素 (N) ¹⁾	4.2%	3.3%
リン (P ₂ O ₅) ¹⁾	3.9%	4.7%
カリウム (K ₂ O) ¹⁾	0.35%	0.5% 未満
銅全量 ²⁾	370mg/kg	300mg/kg
亜鉛全量 ²⁾	1,400mg/kg	900mg/kg
石灰全量 ²⁾	22,000mg/kg	150,000mg/kg
ヒ素 ²⁾	8mg/kg	50mg/kg
カドミウム ²⁾	4mg/kg未満	5mg/kg未満
水銀 ²⁾	0.62mg/kg	2mg/kg
ニッケル ²⁾	31mg/kg	300mg/kg
クロム ²⁾	42mg/kg	500mg/kg
鉛 ²⁾	21mg/kg	100mg/kg

1) 原品当たりの濃度 2) 乾燥試料当たりの濃度

※基準値は全て原品当たりの濃度

※令和 7 年 5 月の分析結果

4 公害防止基準

法令及び条例で定めている各種の環境基準及び排出基準値等を遵守し、かつ、施設の性能保証値を満足する施設の運転・整備を行うものとする。

4.1 放流量及び水質に関する基準

4.1.1 放流量

放流先である坂井市公共下水道のポンプ能力を踏まえ、3.2m³/h 以下での放流とする。

4.1.2 放流水質

次に示す項目の水質基準を遵守するものとし、その他の項目については、坂井市下水道条例（平成 18 年坂井市条例第 179 号）に準じる。

項 目	放 流 水 質
pH	5 超え 9 未満
BOD	220mg/L 以下
SS	150mg/L 以下
アンモニア性窒素	240mg/L 以下
ノルマルヘキサン鉱油類	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン動植物類	30mg/L 以下

4.2 騒音に関する基準

敷地境界において、次の基準を遵守するよう適切な対策を講じるものとする。

時 間 の 区 分	基 準 値
朝：午前6時～午前8時	55dB(A) 以下
昼：午前8時～午後7時	60dB(A) 以下
夕：午後7時～午後10時	55dB(A) 以下
夜間：午後10時～翌日6時	55dB(A) 以下

4.3 振動に関する基準

敷地境界において、次の基準を遵守するよう適切な対策を講じるものとする。

時 間 の 区 分	基 準 値
昼間：午前6時～午後10時	65dB以下
夜間：午後10時～翌日午前6時	60dB以下

4.4 悪臭に関する基準

4.4.1 特定悪臭物質濃度

敷地境界において、次の基準を遵守するよう適切な対策を講じるものとする。

項 目	基 準 値
臭気強度	2.5
アンモニア	1 ppm以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm以下
硫化水素	0.02 ppm以下
硫化メチル	0.01 ppm以下
二硫化メチル	0.009 ppm以下
トリメチルアミン	0.005 ppm以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm以下
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm以下
イソブタノール	0.9 ppm以下
酢酸エチル	3 ppm以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm以下
トルエン	10 ppm以下
スチレン	0.4 ppm以下
キシレン	1 ppm以下
プロピオン酸	0.03 ppm以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm以下
イソ吉草酸	0.001 ppm以下

4.4.2 臭気濃度（臭気指数）

敷地境界において、次の基準を遵守するよう適切な対策を講じるものとする。

項 目	基 準 値
臭気濃度（臭気指数）	15以下

4.5 その他の基準

これら基準以外の対策が必要となる場合、受託者は広域連合と協議し、承諾の上設定するものとする。

次の基準を遵守するよう適切な対策を講じるものとする。

第3章 業務要求水準

1 受入・受付業務

1.1 受付管理

受託者は搬入許可車両による処理対象物の搬入状況を管理する。また、受託者は、搬入許可業者による不備（洗浄用水の止め忘れ、操作手順の逸脱等）を発見した場合、その場で注意を行い、是正を指導することとする。

なお、搬入許可車は、広域連合が許可するものとする。

1.2 計量

受託者は処理対象物搬入許可車両及び資源化物（堆肥化物）搬出車等の搬入・搬出する車両を計量機において記録・確認し、管理を行う。

なお、記録については日時、車番、処理物、搬出入量、搬出入者、地域等とし、広域連合及び搬出入業者にその記録を渡すことを可能とする。

また、搬入者に計量に必要な備品等を所持させる場合は受託者負担により配布する。

1.3 案内・指示

受託者は搬入車両に対し、処理対象物の降ろし場所について、案内・指示を行う。また、施設外へ渋滞する場合には、必要に応じ交通整理を行う。

1.4 受付時間

搬入バキューム車の受入及び資源化物（堆肥化物）の配布受付を行う。（渋滞により時間を過ぎた搬入車を含む。）

なお、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始及び受付時間外においても、広域連合が事前に指示する場合は、本業務範囲として受付業務を行う。

項目	平日 (堆肥の配布は毎週火・木曜日)	土曜日、日曜日、 祝祭日及び年末年始
バキューム車搬入時間	8：30～12：00、13：00～15：50	原則、受入れは行わない。
堆肥の配布時間	9：00～12：00	原則、配布は行わない。

2 施設設備運転管理業務

搬入された処理対象物を本要求水準書に示した基準等に適合するように施設設備を運転しかつ残渣等の処理を行う。

2.1 条件

1) 計画処理量

計画されたし尿：4kL/日、浄化槽汚泥：21kL/日（令和6年度生活排水処理基本計画の令和8年度推計値を参照）を適正に処理する。

また、経年的には処理対象物の搬入量が減少することが予想されるため、本仕様を基本として適正かつ効率的に処理が可能なように設備及び維持管理・運営による対応を考慮すること。

2) 運転時間

下記に示す各設備の運転時間は、し尿又は汚泥等を投入して処理を行う時間とし、薬品の溶解、昇温操作等の準備時間と洗浄操作等の処理終了後から機器を停止するまでの作業時間は含まず、別途必要な時間を見込むものとする。

設 備	時 間
受入貯留設備 (し渣(きょう雑物)脱水設備)	5日間/週、6時間20分/日 (5日間/週、5時間/日)
主処理設備	7日間/週、24時間/日
放流設備	7日間/週、24時間/日
汚泥脱水設備	5日間/週、5時間/日
資源化設備 (堆肥化発酵装置を除く設備)	7日間/週、24時間/日 (5日/週、5時間/日)
脱臭設備 (低濃度脱臭設備)	7日間/週、24時間/日 (5日間/週、8時間/日)

2.2 施設設備の運転

受託者は、処理対象物を本要求水準書に示した基準に適合するよう施設設備の運転業務を行う。

運転中は常に基準等との確認を行い適正な処理を確保するものとする。異常及び不具合等が発生した場合、安全確保及び基準遵守に向けた臨機の対応を行うものとする。臨機の対応と平行して、または事後に異常及び不具合等の原因等を検証し、再発防止に向けた対応を行う。

2.3 残渣等の処理

し尿等の処理及び本業務の実施に伴い発生する残渣等の処理業務を行う。

1) し渣（きょう雑物）の取り扱い

処分は、広域連合が行い、受託者は搬出作業の補助を行うものとする。

受託者は、本施設から排出されるし渣（きょう雑物）を含水率 60%以下に脱水後、袋詰めし広域連合が指定する場所（場内）に積み置きする。また、搬出日には広域連合が用意した委託業者の車両へ積み置きしたし渣の積み込みを行う。なお、搬出に使用するフレキシブルコンテナの購入は受託者が自らの費用で行うものとする。

2) 沈砂の取り扱い

処分は、広域連合が行い、受託者は搬出作業の補助を行うものとする。

受託者は、本施設から排出される沈砂を洗浄後、袋詰めし広域連合の指定する場所（場内）に積み置きする。また、搬出日には広域連合が用意した委託業者の車両へ積み置きした沈砂の積み込みを行う。なお、搬出に使用するフレキシブルコンテナの購入は受託者が自らの費用で行うものとする。

3) 清掃汚泥の取り扱い

清掃汚泥は性状によって、汚泥は脱水して汚泥資源化工程で資源化するか、資源化に適さない場合は場外処分とする。汚水はし尿・浄化槽汚泥処理工程で処理するものとする。

また、砂状のものは洗浄後、沈砂の取り扱いと同様とする。

4) その他廃棄物等の取り扱い

法令等に従い廃棄物の分別と資源化及び適正処理・処分を受託者の責任において行う。ただし、広域連合業務により発生した廃棄物については広域連合が対応する。

3 施設設備点検補修等業務

受託者は、し尿等の適正処理及び施設設備の適正運転並びに施設の性能を維持するため施設設備の点検補修業務を行う。

点検補修は、施設設備の突発的な故障等を予防することを第一の目的として計画し、実施するものとする。

3.1 施設設備の点検

点検は、日常点検、定期点検、緊急点検等を行うものとする。点検によって不具合、故障等を察知または発見した場合は、その状況に応じて観察、監視、停止、使用中止等の対応を行う。

不具合または故障等の設備は補修業務に的確に引き継ぐものとする。

3.2 施設設備の補修

補修は、施設設備の所要の性能を維持することを基本とする。

補修は、日常補修、定期補修、緊急補修等を行う。

点検業務から引き継いだ補修対象設備等を確実に実施するものとする。

なお、突発的に故障等が発生した場合は安全確保及び法令基準遵守のうえ、設備の重要度等を勘案して的確に補修等を行う。補修等の対応と平行してまたは事後に故障等の原因を検証し、再発防止に向けた対応を行う。

4 測定分析等業務

受託者は、本業務の結果及び成果が本要求水準書を満足していることを確認するために測定分析等業務を行う。

測定分析は、常時測定分析、定期測定分析、緊急時測定分析等を行うものとする。

測定分析の方法は、法令により規格等が定められている項目は該当する方法により実施するものとする。

測定分析は、受託者が自ら実施するほかに、委託による実施を行えるものとする。なお、広域連合から第三者による測定分析の実施指示を受けた場合はこれに従うものとする。

測定分析結果は、計量証明書によることを原則とする。ただし、計量証明書を不要とするときは、広域連合が認めた場合及び計量証明書の発行対象外の測定分析の場合とする。

4.1 処理性能測定分析

処理性能測定分析は、処理対象物の処理結果の確認及び設備の適正運転の確認並びに施設の性能確認のため、下表に示す項目について受託者の責任で行う。

測定分析項目及び基準は、施設の性能保証値及び運転管理基準値等とする。

測定分析の結果は、広域連合に報告するものとする。測定分析の結果が、本要求水準書を満たないことを把握した場合は、すみやかに広域連合に報告するとともに運転業務及び処理業務等に適切に伝達し対応を図るものとする。

本要求水準書の逸脱から復旧及び回復した場合は、受託者の責任において再度の測定分析を行うものとする。

現在の測定項目は、添付資料6に示すとおりであり、今後もこれを継続するものとする。

測定内容	実施回数	備考
放流水質	1回/週を基本	pH：1回/1日 BOD：1回/14日 ダイオキシン類：1回/年 その他：1回/7日
放流水（重金属類）	1回/年	
脱水ケーキ成分	1回/年	
原水水質	1回/年	
肥料成分	4回/年	

4.2 周辺環境測定分析

周辺環境測定分析は、本業務及び施設の稼動に伴い施設周辺の環境状況の確認のため、下表に示す項目について受託者の責任で行う。

測定分析項目は、法令基準値及び施設の性能保証値並びに運転管理基準値等とする。

測定分析の結果は、広域連合に報告するものとする。測定分析の結果が、これら基準値等を満足しないことを把握した場合は、すみやかに広域連合に報告するとともに運転業務及び処理業務等に適切に伝達し対応を図るものとする。

基準値等の逸脱から復旧及び回復した場合は、受託者の責任において再度の測定分析を行うものとする。

現在の測定項目は、添付資料7に示すとおりであり、今後もこれを継続するものとする。

測定内容	実施回数	備考
臭気（敷地境界）	2回/年	4地点/回
臭気（臭突）	1回/年	
地下水水質	1回/年	4地点/回
騒音・振動	1回/5年	実施年は契約時に別途協議し、決定する。

5 資機材調達等業務

受託者は、本業務に使用する材料、機器、資材及び機材（以下「資機材」という。）の調達業務を行う。

資機材調達は、業務を適正かつ滞りなく遂行できるように計画的かつ効率的に行うものとする。

5.1 点検補修等資機材調達

点検補修等資機材調達は、点検補修等に必要な資機材の調達を行う。

施設設備の補修等において交換等を行う使用材料及び機器は、施設の設計並びに施工において定めた仕様等を満足しなければならない。また、すべて新品とする。

5.2 運転処理資機材調達

運転処理資機材調達は、施設設備の運転及びし尿等の処理に必要な資機材の調達を行う。

調達の費用は、受託者が負担する。なお、調達の費用を広域連合負担が妥当と広域連合が判断した場合は広域連合が負担することができる。

5.3 管理・運営備品資機材調達

管理・運営備品資機材調達は、本業務の管理・運営に必要な備品及び資機材の調達を行う。

調達の費用は、受託者が負担する。なお、調達の費用を広域連合負担が妥当と広域連合が判断した場合は広域連合が負担することができる。

6 堆肥化物引取り・販売業務

受託者は、本施設に整備されている堆肥化設備の適正運転を行うとともに、それにより発生した堆肥化物を無償で引取り、地域住民及び肥料業者への販売を行う堆肥化物引取り・販売業務を行う。

6.1 堆肥化物の引取り

受託者の堆肥化物引取りの際の搬出作業は、来訪者等の安全に配慮しなければならない。

- (1) 堆肥化物量は、し尿等の計画処理量に基づく量を基本とし、実際の処理量及び堆肥化物製造量によって調整し決定する。
- (2) 堆肥化物は、肥料袋（15kg）またはフレキシブルコンテナに梱包する。
なお、それらの割合については、広域連合と協議のうえ決定する。

6.2 堆肥化物の販売

堆肥化物の販売によって得られる収入は受託者の収益とする。販売にあたっては、地域住民への販売を優先するものとし、その販売価格（現行価格：100円/袋（税込））については広域連合の承諾を得たうえで決定する。なお、地域住民からの販売申込に係る対応は広域連合が行うものとする。

受託者は、受託者の責により堆肥化物を販売できなかった場合は、不要物及び処理汚泥の処理・処分費を負担するものとする。

7 施設保安・清掃業務

受託者は、本施設を不審者の侵入、盗難、放火等の事件、施設来訪者等の事故及び火災等を防止し、自然災害による減災に努める。また、施設を常に清潔に保持する施設の保安・清掃業務を行う。対象範囲には、施設外周の法面、飛び地を含む。

7.1 施設の防火

施設の防火は、本業務による本施設の火災の防止のために可燃物の管理、施設内の巡視及び防火・消化設備の保守を行う。

受託者は、本施設に従事する人員に防火のための教育を行うとともに、火災発生時の被害及び損害を最小限にするために消防訓練等を行い、避難、誘導及び関係部局・関係者への通報・連絡体制を構築する。

7.2 施設の警備

施設の警備は、受託者の責任において本施設の警備を行う。

本施設の警備は、開錠日の日中警備、閉錠日及び夜間警備を行うものとする。

警備の方法は、本施設に従事する人員によるもののほか、警備専門会社等と契約して実施することもできる。その際の費用は受託者が負担するものとする。

7.3 施設の災害防止

施設の災害防止は、自然災害による被害・損害が最小限となるように事前の対策・訓練及び発生時の対応を行うものとする。

なお、災害発生時の対応は、人命の安全確保を最優先に本施設の来訪者、業務従事者及び本広域連合職員の避難誘導及び救助を臨機に行う。

災害発生後は、広域連合あるいは地域住民とともに復旧・復興に協力するものとする。

地域の復旧・復興に際して、広域連合から臨時に計画数量以上の処理要請等があった場合、本施設の可能な範囲での対応に努めるものとする。

8 記録報告等業務

受託者は、本業務の結果及び成果を広域連合等に報告し、かつ結果及び成果の証明・検証のために記録する記録報告等業務を行う。

8.1 業務の記録

業務の記録は、各業務及び業務全体の作業過程段階、結果の段階、成果の段階等で受託者が行う。業務の記録は、広域連合等との打合せ・協議の議事録も含むものとする。

業務の記録内容及び方法は、業務の記録実施前に受託者が作成し、広域連合の承諾を得るものとする。

8.1.1 記録の電子化

受託者は、本章に定める記録類の作成・提出・保管について、ペーパーレス化を基本とし、可能な限り電子的手段を用いて効率的に実施するものとする。

なお、本業務におけるその他の記録・報告等についても、関連する契約条項に基づき、同様に電子的手段の活用を図るものとする。

電子化の方法およびデータ形式等については、広域連合と協議のうえ、決定する。

8.2 業務の報告

業務の報告は、定期報告、臨時報告、緊急報告等とする。

業務の報告方法は、図書類による定期報告を原則とする。期日は、毎日、毎週、毎月、四半期、年間、業務終了時等とする。

臨時報告及び緊急報告は、状況に応じて図書類を省略することも可能とするが、事後に図書類を作成すること及び報告時の議事録等を作成することを原則とする。

9 施設引継ぎ業務

受託者は、本業務終了時に本施設の維持管理・運営を広域連合に引き継ぐための引継ぎ業務を行う。なお、その他広域連合が指定したものについても適切に引継ぎを行う。

9.1 引継ぎの条件

受託者は、本施設を引き継いだ後の5年間は広域連合が供用することができる状態で引き継ぐものとする。

受託者は、広域連合に引き継いだ後の1年間は、広域連合の定期点検及び定期補修にて対応できる状態で引き継ぐものとする。

9.2 施設の引継ぎ

上記の条件を満たすよう施設の精密機能検査及び点検・補修業務を組み合わせる。事前に実施する。

広域連合は、受託者が実施する精密機能検査及び点検・補修業務に立会い、確認等を行うことができるものとする。

受託者が実施した精密機能検査及び点検・補修業務結果の報告を基に、本施設の引継ぎ条件を満たしているかの判断を広域連合が行う。その判断に当たっては、上記の精密機能検査及び点検・補修業務の立会い、確認等について第三者に委託して支援を受けることができるものとする。

受託者は、精密機能検査及び点検・補修業務結果の報告に広域連合が疑義及び追加説明等を提示した場合は誠意を持って対応するものとする。

10 広域連合事務支援業務

受託者は、本業務及び本施設に係る広域連合事務が円滑かつ効率的に進むよう広域連合の要請に応じて次の広域連合事務に対する支援業務を行う。

支援業務に必要な費用は、受託者の負担とする。

10.1 許認可申請

本施設に係る許認可申請等の図書類の作成にあたり、必要書類及び添付図書類の作成支援を行う。

また、許認可申請等に際して協議等が必要な場合は、協議への同席及び助言等の支援を行う。

10.2 国費等申請報告

本施設に係る国費等の申請及び報告の図書類の作成にあたり、必要書類及び添付図書類の作成支援を行う。

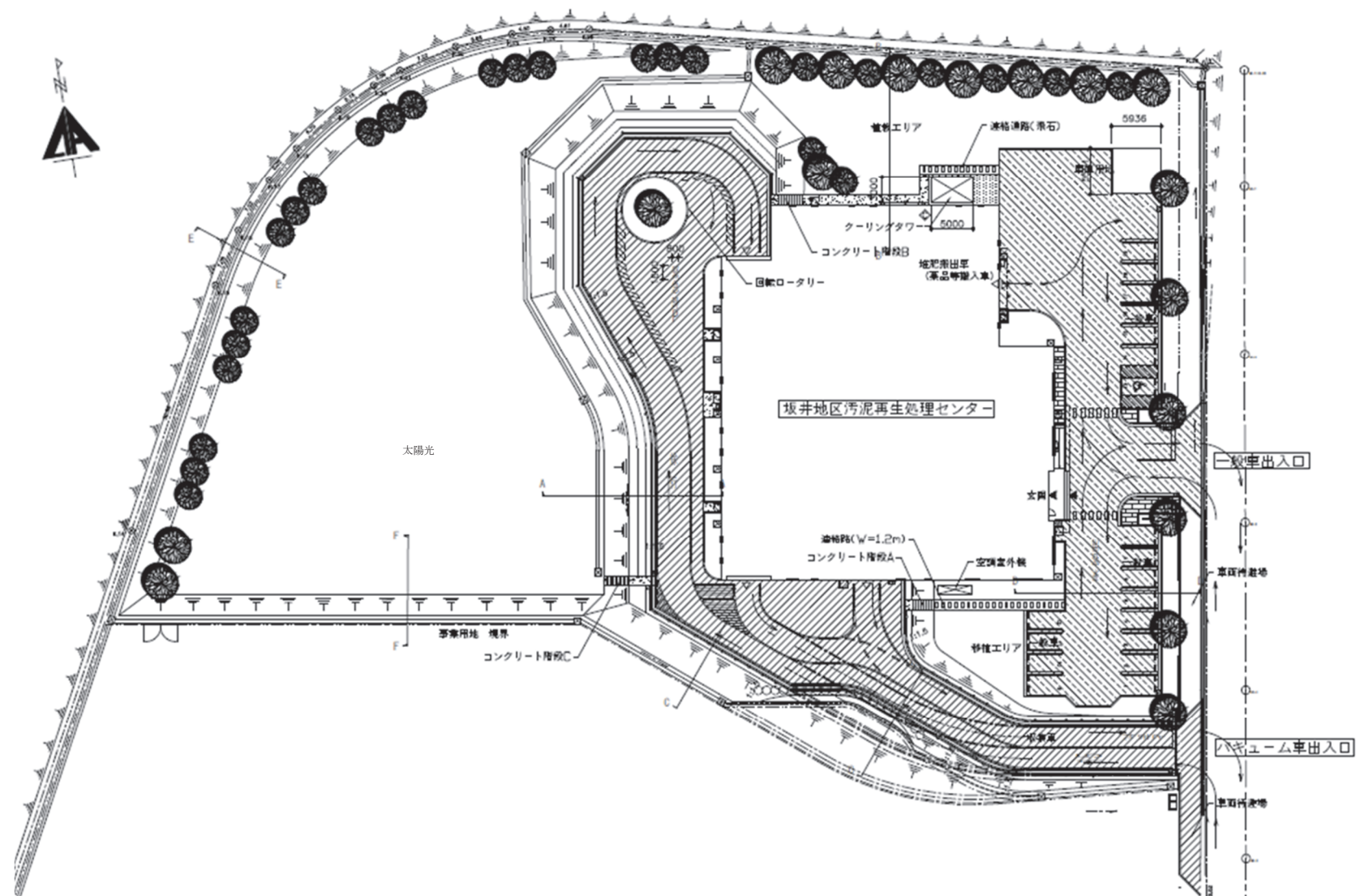
また、国費等の申請及び報告に際して協議等が必要な場合は、協議への同席及び助言等の支援を行う。

10.3 見学者への説明

本施設の来訪者及び見学者の案内・説明にあたり、案内・説明の補助あるいは代行による支援を行う。

来訪者及び見学者の受付等事務は広域連合が行う。

【添付資料 1 : 業務対象範囲図】



【添付資料2：過去3か年の処理対象物月別計量（t/月）】

項目		あわら市		坂井市		坂井地区		
		し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	合計
R 4 年 度	4月	70.2	156.9	127.7	438.5	197.9	595.4	793.3
	5月	65.4	122.1	119.5	534.0	184.8	656.0	840.8
	6月	85.0	149.1	120.6	549.3	205.6	698.3	903.9
	7月	74.1	128.7	115.4	523.2	189.5	651.9	841.4
	8月	67.5	198.1	120.2	399.6	187.8	597.7	785.4
	9月	66.2	89.8	136.2	501.5	202.4	591.4	793.8
	10月	69.4	214.3	123.7	369.2	193.1	583.4	776.6
	11月	62.7	166.6	131.9	384.0	194.6	550.6	745.2
	12月	82.6	107.9	143.2	420.6	225.8	528.4	754.2
	1月	49.3	80.3	90.5	303.4	139.8	383.7	523.5
	2月	48.0	73.7	136.1	438.0	184.1	511.7	695.8
	3月	68.3	198.0	144.6	554.2	212.9	752.2	965.1
	合計	808.8	1,685.5	1,509.5	5,415.3	2,318.3	7,100.8	9,419.1
平均値		67.4	140.5	125.8	451.3	193.2	591.7	784.9
最大値		85.0	214.3	144.6	554.2	225.8	752.2	965.1
R 5 年 度	4月	55.4	185.0	143.9	405.1	199.2	590.0	789.3
	5月	56.5	85.4	118.8	555.6	175.3	641.1	816.4
	6月	76.8	162.9	126.6	429.8	203.4	592.6	796.1
	7月	65.2	177.1	119.7	559.7	184.8	736.7	921.6
	8月	72.4	168.0	113.1	367.1	185.6	535.1	720.6
	9月	60.2	82.9	112.2	446.9	172.4	529.8	702.2
	10月	79.1	214.7	116.0	339.3	195.1	554.0	749.2
	11月	62.1	159.0	95.3	458.3	157.4	617.3	774.7
	12月	82.2	121.5	157.0	385.7	239.2	507.2	746.5
	1月	52.9	78.7	101.9	292.7	154.8	371.4	526.2
	2月	38.3	102.8	171.7	419.9	210.0	522.7	732.7
	3月	59.6	183.0	150.6	529.9	210.2	712.8	923.1
	合計	760.7	1,720.9	1,526.8	5,189.9	2,287.6	6,910.8	9,198.4
平均値		63.4	143.4	127.2	432.5	190.6	575.9	766.5
最大値		82.2	214.7	171.7	559.7	239.2	736.7	923.1
R 6 年 度	4月	68.3	170.3	139.2	395.8	207.5	566.1	773.6
	5月	60.2	95.2	143.2	516.4	203.4	611.6	815.0
	6月	54.4	166.8	127.1	409.7	181.5	576.5	758.0
	7月	78.3	125.7	172.8	560.7	251.1	686.4	937.5
	8月	46.4	211.6	144.3	454.2	190.7	665.8	856.5
	9月	43.3	95.5	111.9	577.9	155.2	673.4	828.6
	10月	51.5	216.3	175.7	371.0	227.2	587.3	814.4
	11月	61.4	144.7	162.8	438.9	224.2	583.7	807.9
	12月	77.9	115.0	193.9	402.9	271.7	517.9	789.7
	1月	43.5	85.0	170.5	346.8	214.0	431.8	645.8
	2月	35.6	89.7	122.1	312.8	157.7	402.5	560.2
	3月	53.3	201.3	163.0	531.6	216.3	732.9	949.2
	合計	674.0	1,717.1	1,826.4	5,318.7	2,500.4	7,035.8	9,536.2
平均値		56.2	143.1	152.2	443.2	208.4	586.3	794.7
最大値		78.3	216.3	193.9	577.9	271.7	732.9	949.2

【添付資料3：過去3か年の処理対象物水質調査結果】

項目		pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	Cl ⁻	ノルマルヘキサン 鉱油類	ノルマルヘキサン 動植物類
		-	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
R4年度	第1四半期	7.3	3400	2500	4800	620	100	420	9	520
	第2四半期	8.1	1000	1900	2800	620	85	330	8	73
	第3四半期	7.8	1600	1900	3300	550	72	320	6.5	110
	第4四半期	7.7	1200	2000	3200	490	58	280	20	340
平均値		7.7	1,800	2,075	3,525	570	79	338	11	261
中央値		7.8	1,400	1,950	3,250	585	79	325	9	225
75%値		7.9	2,050	2,125	3,675	620	89	353	12	385
R5年度	第1四半期	7.6	3,000	2,000	3,000	550	73	540	6.7	340
	第2四半期	7.3	2,300	1,800	3,100	500	79	270	17	390
	第3四半期	7.1	1,800	2,800	6,400	580	110	200	19	460
	第4四半期	7.1	2,800	2,300	4,700	460	61	220	5.8	380
平均値		7.3	2,475	2,225	4,300	523	81	308	12	393
中央値		7.2	2,550	2,150	3,900	525	76	245	12	385
75%値		7.4	2,850	2,425	5,125	558	87	338	18	408
R6年度	第1四半期	6.5	3,100	3,500	8,100	700	125	660	28	530
	第2四半期	6.7	4,000	2,800	6,000	510	71	260	12	700
	第3四半期	7.3	1,900	1,300	2,200	440	60	250	12	440
	第4四半期	7.1	2,400	1,200	830	500	55	420	2.7	140
平均値		6.9	2,850	2,200	4,283	538	78	398	14	453
中央値		6.9	2,750	2,050	4,100	505	66	340	12	485
75%値		7.2	3,325	2,975	6,525	558	85	480	16	573
3か年	平均値	7.3	2,375	2,167	4,036	543	79	348	12	369
	中央値	7.3	2,800	2,125	4,191	521	72	409	13	469
	75%値	7.6	3,025	2,575	5,100	590	89	420	18	475

【添付資料4：リスク分担表】

リスク項目	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			広域連合	受託者
業務リスク	計画変更リスク	広域連合の事由による運転計画の変更に伴う費用	●	
		受託者の事由による運転計画の変更に伴う費用		●
	性能リスク	搬入物性状が要求水準書で定められた範囲内での性能未達		●
		搬入物性状が要求水準書で定められた範囲外での性能未達	●	
	想定外リスク	第三者の加害行為による事業変更・事業継続等の不履行	※	●
経済リスク	維持管理・運営費増大	搬入物性状・搬入物量が要求水準書で定められた範囲内での維持管理・運営費の増大		●
		搬入物性状・搬入物量が要求水準書で定められた範囲外での維持管理・運営費の増大	●	
	修繕費増大	計画した修繕費の増大		●
	物価変動	事業契約に定める改定率指数を超えない物価変動		●
		事業契約に定める改定率指数を超える物価変動	●	
	資金調達	受託者の資金調達		●
施設損傷リスク		操作ミス等の事由による施設損傷、費用に関する責任		●
社会リスク	環境問題	排水・臭気・騒音の漏洩や振動等の発生が受託者の帰責事由による場合の責任		●
		受託者の責に帰さない事由による環境問題に対する責任	●	
	住民対応	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの	●	
制度リスク	法制度・法令変更	法制度の新設・変更等によるもの	●	
	税制変更	法人事業税・法人住民税に関するもの		●
		消費税の変更、事業用地・施設整備に関するもの	●	
	許認可等	受託者で取得する許認可等の遅れ		●
		広域連合が取得すべき許認可等の遅れ	●	
第三者賠償リスク		広域連合の帰責事由により第三者に損害等を与えた場合の責任	●	
		受託者の帰責事由により第三者に損害等を与えた場合の責任		●
デフォルトリスク		広域連合の事業継続が困難になった場合、当該事業が不要となった場合	●	
		受託者の事業破綻・事業放棄等		●
不可抗力リスク		戦争、天災、感染症の拡大等の通常の予見可能な範囲外のものによる損害	※	●

※基本的には受託者のリスクとするが、広域連合の介入の合理性が認められる場合、受託者と広域連合で協議を行い、柔軟かつ適切に対応する

【添付資料5：設備機器一覧（1/3）】

NO	設備	機器名称	台数 (台)	16年目 2026年度	17年目 2027年度	18年目 2028年度	19年目 2029年度	20年目 2030年度	21年目 2031年度	22年目 2032年度	23年目 2033年度	24年目 2034年度	25年目 2035年度	備考
1	1)受入・貯留	計量器	1	○		○		○		○		○		2年毎の法定点検 16年目プリンタ 24年目PC更新
2	1)受入・貯留	受入口	4					○						20年周期 他所参照、フラッシュ弁、チェーン交換想定
3	1)受入・貯留	沈砂槽	2					○						受入槽に含む
4	1)受入・貯留	沈砂洗浄タンク	1					○						20年周期 他所参照、フラッシュ弁、チェーン交換想定
5	1)受入・貯留	真空ポンプ	1		○									次期契約の10年で1回整備 過去実績 ※代替の効かない1台のみの機器のため
6	1)受入・貯留	受入槽	2	○		○		○		○		○		過去実績 2年周期 過去実績 10t車1台分
7	1)受入・貯留	破砕機	3	○A	○B				○A	○B				1台運転で基本対応可能(予備1台)な為ABのみ整備 金額安：標準整備 金額高：ケーシング追加
8	1)受入・貯留	計量槽	2			○A				○A				1台運転で基本対応可能(予備1台な為Aのみ整備)、し渣除去装置に含む
9	1)受入・貯留	し渣除去装置	2			○A				○A				1台運転で基本対応可能(予備1台な為Aのみ整備)
10	1)受入・貯留	スクリーン洗浄ファン	2			○A				○A				1台運転で基本対応可能(予備1台な為Aのみ整備)、し渣除去装置に含む
11	1)受入・貯留	温水タンク	1			○								温度計
12	1)受入・貯留	温水洗浄ポンプ	1			○AB								消耗品類
13	1)受入・貯留	し渣脱水装置	2			○A				○A				1台運転で基本対応可能(予備1台な為Aのみ整備)、し渣除去装置に含む
14	1)受入・貯留	油圧ユニット	2			○A				○A				1台運転で基本対応可能(予備1台な為Aのみ整備)、し渣除去装置に含む
15	1)受入・貯留	脱水し渣搬出装置	1			○								次期契約の10年で1回整備、し渣除去装置に含む、ベアリング、チェーン交換想定
16	1)受入・貯留	脱水し渣貯留ホッパ	1											
17	1)受入・貯留	脱水し渣貯留ホッパ切出装置	1			○								次期契約の10年で1回整備、概算、減速機、ベアリング、グランドバックシン
18	1)受入・貯留	脱水し渣供給装置	1			○								次期契約の10年で1回整備、概算、減速機、ベアリング、グランドバックシン
19	1)受入・貯留	脱水し渣袋詰装置	1					○					○	5年周期
20	1)受入・貯留	貯留槽	2					○						
21	1)受入・貯留	貯留槽攪拌移送ポンプ	3				○AB	○C				○AB		1回目：全台整備 2回目：通常時運転台数整備
22	1)受入・貯留	予備貯留槽	1											
23	1)受入・貯留	予備貯留槽攪拌移送ポンプ	2					○AB						次期契約の10年で1回整備
24	2)前凝集分離	前曝気槽	1											
25	2)前凝集分離	投入ポンプ	2		○A	○B						○A		1回目：全台整備 2回目：通常時運転台数整備
26	2)前凝集分離	凝集剤貯槽	1											
27	2)前凝集分離	凝集剤注入ポンプ	2					□A						ダイヤフラムの交換は運転管理対応 次期契約の10年で1台のみ更新
28	2)前凝集分離	凝集剤溶解装置	1			○							○	7年周期
29	2)前凝集分離	凝集剤注入ポンプ	2					□A						ダイヤフラムの交換は運転管理対応 次期契約の10年で1台のみ更新
30	2)前凝集分離	アルカリ貯槽	1											
31	2)前凝集分離	アルカリ注入ポンプ	3					□AB						ダイヤフラムの交換は運転管理対応 次期契約の10年で2台のみ更新
32	2)前凝集分離	混和槽	1											
33	2)前凝集分離	混和槽攪拌装置	1						□					過去実績 24H運転
34	2)前凝集分離	凝集反応槽	1											
35	2)前凝集分離	凝集反応槽攪拌装置	1						□					過去実績 24H運転
36	2)前凝集分離	分離槽	1											
37	2)前凝集分離	集泥装置	1					○						次期契約の10年で1回整備、20年目で減速機更新
38	2)前凝集分離	分離汚泥引抜ポンプ	2		○AB							○A		1回目：全台整備 2回目：通常時運転台数整備 17年目A号機モーター更新 その他は標準部品

【添付資料5：設備機器一覧（2/3）】

NO	設備	機器名称	台数	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	備考
			(台)	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	
39	2)前凝集分離	スカム槽	1											
40	2)前凝集分離	スカム移送ポンプ	1											
41	3)主処理	第一反応槽	1											
42	3)主処理	曝気槽	1											
43	3)主処理	消泡剤貯槽	1											
44	3)主処理	消泡剤注入ポンプ	2											基本使用しない
45	3)主処理	メタノール貯槽	1											
46	3)主処理	メタノール注入ポンプ	2					□A						ダイヤフラムの交換は運転管理対応
47	3)主処理	熱交換器	1					○						次期契約の10年で1回整備、初回プレート、ガスケット等 消耗品交換 2回目ガスケット清掃等
48	3)主処理	冷却塔	1					○						次期契約の10年で1回整備、冷却ファンモーター、ボール タップ更新
49	3)主処理	冷却水ポンプ	2		□A			□B						2台更新
50	3)主処理	第二反応槽	1											
51	3)主処理	膜分離槽	1											
52	3)主処理	散気ブロー	3		○AC	○B				○AC				1回目：全台整備 2回目：通常時運転台数整備
53	3)主処理	返送汚泥槽	1											
54	3)主処理	返送汚泥ポンプ	2			○A	○B					○A		1回目：全台整備 2回目：通常時運転台数整備、標準部品
55	3)主処理	中和槽	1											
56	3)主処理	中和槽攪拌装置	1						□					過去実績 10年周期、交換は現場監督実施
57	3)主処理	放流槽	1											
58	4)資源化	汚泥貯留槽	1											
59	4)資源化	汚泥供給ポンプ	3						○A	○BC				次期契約の10年で1回整備 1台、2台整備の交互
60	4)資源化	汚泥脱水機	2		○A									次期契約の10年で1回整備
61	4)資源化	脱水凝集助剤注入ポンプ	3				○AB	○C						次期契約の10年で1回整備 1台、2台整備の交互
62	4)資源化	脱水ろ液中継ポンプ	2		○A			○B						次期契約の10年で1回整備 1台ずつ整備
63	4)資源化	脱水ろ液槽	1											
64	4)資源化	脱水ろ液移送ポンプ	2		○B	○A								次期契約の10年で1回整備
65	4)資源化	脱水汚泥貯留装置	1											
66	4)資源化	脱水汚泥貯留装置切出装置	1					○						次期契約の10年で1回整備 速機、チェーン、更新
67	4)資源化	脱水汚泥供給装置	1		○									次期契約の10年で1回整備 1回目フル整備、2回目ステー ター・PAシールキット
68	4)資源化	脱水汚泥供給装置フィーダ	1		○									脱水汚泥供給装置に含む
69	4)資源化	汚泥発酵装置	1					○						内部補修、内部仕切溶接、バルブ関連想定
70	4)資源化	通気ブロー	6						○全					過去実績 6年周期
71	4)資源化	コンプレッサー	3	○A	○B	○C	○A	○B	○C	○A	○B	○C	○A	現状2～3台稼働 故障頻度：多 年1台整備
72	4)資源化	通気加温装置	5					○						20年周期
73	4)資源化	上部換気加温装置	2					○						20年周期、温度過昇防止用センサー交換想定
74	4)資源化	集塵装置	1	○					○					過去実績 5年周期、バグフィルター等
75	4)資源化	堆肥切出装置	1					○						20年周期
76	4)資源化	堆肥移送装置	1					○						20年周期 フライト、減速機、モーター

【添付資料5：設備機器一覧（3/3）】

NO	設備	機器名称	台数	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	備考
			(台)	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	
39	2)前凝集分離	スカム槽	1											
40	2)前凝集分離	スカム移送ポンプ	1											
77	4)資源化	解砕機	1								○			10年周期
78	4)資源化	堆肥化物貯留装置	1											20年周期
79	4)資源化	堆肥化物貯留装置切出装置	1					○						20年周期 減速機、軸受想定
80	4)資源化	堆肥化物取出装置	1					○						20年周期 減速機、ベアリング
81	4)資源化	堆肥袋詰装置	1					○					○	過去実績 5年周期
82	4)資源化	堆肥袋詰装置集塵装置	1											上記に含む
83	4)資源化	フレコン堆肥計量装置	1											
84	4)資源化	ストックヤード	1											
85	5)脱臭	汚泥発酵装置排気ファン	1	○			○			○			○	環境が悪く3年に1度は必要
86	5)脱臭	汚泥発酵装置排気ファン換気扇	1											
87	5)脱臭	汚泥スクラパー	1											
88	5)脱臭	生物脱臭塔	1											2022年度内部確認時問題なし
89	5)脱臭	生物脱臭塔循環ポンプ	2		○AB							○AB		7年周期 2台同時整備
90	5)脱臭	薬液洗浄塔	1	○				○				○		過去実績 4年周期 20年で充填剤更新、内部補修想定
91	5)脱臭	薬液洗浄塔循環ポンプ	2		○AB							○AB		7年周期 2台同時整備
92	5)脱臭	脱臭アルカリ注入ポンプ	3				□AB							ダイヤフラムの交換は運転管理対応
93	5)脱臭	中和アルカリ注入ポンプ	2				□A							ダイヤフラムの交換は運転管理対応
94	5)脱臭	次亜塩素酸ソーダ貯槽	1											
95	5)脱臭	次亜塩素酸注入ポンプ	2				□A							ダイヤフラムの交換は運転管理対応
96	5)脱臭	ミストセパレータ	1											
97	5)脱臭	高中濃度脱臭ファン	1	○						○				過去実績 6年周期 24H運転
98	5)脱臭	高中濃度脱臭ファン換気扇	1											
99	5)脱臭	低濃度脱臭ファン	1	○						○				過去実績 6年周期 24H運転
100	5)脱臭	低濃度脱臭ファン換気扇	1											
101	5)脱臭	活性炭吸着塔	1	○片側	○片側		○片側	○片側		○片側	○片側		○片側	片側ずつ3年周期を想定
102	6)取排水	給水ユニット	1			○			○			○		過去実績 3年周期
103	6)取排水	受水槽	1					○						
104	6)取排水等	プロセス用水ポンプ	1		○					○				5年周期
105	6)取排水等	床排水ポンプ	3				□全							
106	6)取排水等	浄化槽張水貯留タンク	1											
107	6)取排水等	ホイストクレーン（2）	1		○									次期契約の10年で1回整備
108	6)取排水等	ホイストクレーン（3）	1		○									次期契約の10年で1回整備
109	7)電気計装	データロガ	1		□									現在WindowsXP 更新必要
110	7)電気計装	PLC	1			□	□							
111	7)電気計装	UV計	1					○					○	
112	7)電気計装	インバータ	30				□							3台在庫有り、台数は同じ容量ものは2台 例 3.7kwが5台あるのでそのうち2台更新
113	8)その他	計装機器、建築付属品、配管等	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堆肥化設備：切返し弁、温度計 自動ドア部品、誘導灯、建築ファン等 配管関連想定 2030ITV更新 2034臭突
114	8)その他	水槽防食						○						沈砂槽、受入槽、貯留槽のみ

【添付資料6：現在の処理性能測定項目（1/2）】

測定内容	測定項目
放流水質	第2章 4. 1. 2項 放流水質を参照
放流水（重金属類）	アルキル水銀化合物
	水銀又はその化合物
	カドミウム又はその化合物
	鉛又はその化合物
	有機リン化合物
	六価クロム化合物
	砒素又はその化合物
	シアン化合物
	PCB（ポリ塩化ビフェニル）
	トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン
	ジクロロメタン
	四塩化炭素
	1, 2-ジクロロエタン
	1, 1-ジクロロエチレン
	シス-1, 2-ジクロロエチレン
	1, 1, 1-トリクロロエタン
	1, 1, 2-トリクロロエタン
	1, 3-ジクロロプロペン
	チラウム
	シマジン
	チオベンカルブ
	ベンゼン
	セレン及びその化合物
	ほう素及びその化合物
	ふっ素及びその化合物
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	1, 4ジオキサン

【添付資料6：現在の処理性能測定項目（2/2）】

測定内容	測定項目
脱水ケーキ成分	アルキル水銀化合物
	水銀又はその化合物
	カドミウム又はその化合物
	鉛又はその化合物
	有機リン化合物
	六価クロム化合物
	砒素又はその化合物
	シアン化合物
	PCB（ポリ塩化ビフェニル）
	トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン
	ジクロロメタン
	四塩化炭素
	1, 2-ジクロロエタン
	1, 1-ジクロロエチレン
	シス-1, 2-ジクロロエチレン
	1, 1, 1-トリクロロエタン
	1, 1, 2-トリクロロエタン
	1, 3-ジクロロプロペン
	チラウム
	シマジン
	チオベンカルブ
	ベンゼン
	セレン及びその化合物
	1, 4ジオキサン
原水水質	第2章 1項 処理対象物の性状を参照
肥料成分	第2章 3項 資源化物（堆肥化物）の品質を参照

【添付資料7：現在の周辺環境測定項目】

測定内容	測定項目
臭気（敷地境界、臭突）	第2章 4.4項 悪臭に関する基準を参照
地下水水質	水素イオン濃度(pH)（全量分析）
	鉛（全量分析及びろ過後分析）
	砒（全量分析及びろ過後分析）
	総水銀（全量分析及びろ過後分析）
	PCB（全量分析及びろ過後分析）
騒音・振動	第2章 4.2項 騒音に関する基準を参照
	第2章 4.4項 振動に関する基準を参照